

三多摩郡の管轄を神奈川県へ復旧するよう請願する積もりであるから全郡の地方税其他は現行通りに据え置くよとの申し入れをした。彼等の行動は『自由新聞』のいう「平和手段」の方針を守っていた。ところが、翌四月六日、府知事は西多摩郡で「瓦礫ト泥塊トノ饜心」（島田研一郎『宇喜草酒花』）という手荒な歓迎を受けたのである。これは東秋留村、西秋留村等数か村の西多摩強硬派が計画した西多摩郡の「示威的大運動」（『羽村町史』）の一端であった。府知事の一行が西多摩村川崎に差し掛かったとき、突然梵鐘が鳴り響き、自由党万歳などと書いた大旗をひるがえし、蓑笠をかぶった群衆五、六百名が一行を取り囲んだ。一行の腕車へ瓦礫を投げつけたり、車轍へ棒を差し込もうとしたりした。知事はさんざんな目にあい青梅町の旅館にたどりついた。知事の後を追ってきた群衆は、土足で知事の部屋になだれこみ罵詈謗をあげせかけた。十数名の警部や旅宿の主人のとりなしでようやく平静にもどった。彼等は正規の談判委員がその場に居合わせなかつたため、あらためて代表五名を選び知事へ申し入れをした。その内容は神奈川県会議決の通り地方税を賦課すること、第五回帝國議會への三郡復旧請願へ尽力することの二件であった。翌七日正規の談判委員五名が再び知事と面会した。この談判の模様は、西多摩村の役場吏員玉汀散人こと島田研一郎の『宇喜草酒花』に詳しい。

当日、研一郎は小作彦太郎とともに、他の談判委員より遅れて知事の部屋に入った。談判委員の知事への陳述は「政談演説」のような調子だったという。各談判委員の意見が一通り終わつたとき、知事は「諸君ノ御話スヲ所如何ニモ御尤ナリ、余モ本日諸君ニ面会シテ初メテ巡回ノ功を見出セリ、昨日ノ如キ理由ナキ乱暴ニテハ誠ニ閉口ナリ、諸君ノ云ハル、所ニ付テハ余モ出来得ル丈ケノ尽力ヲ致ス積リナリ」と、いかにも理解あるような見解を披瀝した。しかし「隙アラバ切込マント待構」ていた研一郎は知事の「理由ナキ乱暴」という不用意な言辭をとらえ、激しい抗議口調で次のように述べた。

今頃ニ到リテ巡回トハ何等ノ不親切ソヤ、彼ノ法律案提出ノ際ニ当リテ、アナタガタハ……随分勉メラレタルカ如シ、東京府庁ノ提灯ヲ以

テ夜中運動シタル者アリトハ議會ノ速記録ニモ明記スル所ナリ、苟モ牧民ノ官タルモノハ深ク民情ヲ糺シ、利害ヲ審ニシタル後チ事ヲ行フヘキ管ナルニ、左ハナクシテ一応ノ照会モナク調査モナクシテ忽然俄然此重大ノ事件ヲ決行スルトハ何タル不法ゾヤ、貴下ハ昨日ノ如キ乱暴ニテハ困ルト云フト雖モ、是レ実ニ斯郡民カ如何ニ憤激シツツアルカノ好証例ナリ、余ハ昨日他ニアリテ運動会ノ実状ヲ見ス、聞ク所ニ仍レハ随名分籍ヲ極メタルカ如シ、乍併愚民ノ激昂ハ毎ニ斯ノ如キモノナルヲ知ラサルヘカラス、

研一郎は一氣にまくしたて、若し移管に関する法律案提出以前に巡回したならば府知事は該法律案の不要を理解できたであろうし、また昨日のような暴行はなかったと結んだ。ここには三郡移管法案に対する郡民感情が正直に語られていた。

談判委員の府知事に対する申し入れは、一 水道改良のために三郡を東京府管轄とする必要はなく、且つ水道改良より一層重要な事件が多数あること、二 家屋税賦課を僻地にある地方農家に適用しないこと、三 三郡の特別経済は永続すること、四 府知事は職権の許す限り三郡の神奈川県への復旧に尽力すること、等であった。

こうした申し入れは府知事の簡単に確約出来る内容ではなく、また、郡民の感情も一回の府知事の巡視で簡単におさまるものではなかった。西多摩村では五月十八日、東京府当局と役場引渡をめぐって争い、七月迄役場事務は東京府の代理管掌となつた。こうした西多摩村に類似した事例は、南多摩郡の堺村、忠生村、元八王子村、加住村、浅川村等に見ることができるところで、先にみた自由党系県会議員層のやり場のない怒りや不満、西多摩村にみられたような激しい郡民感情はどのよう

にして解消したのであろうか。

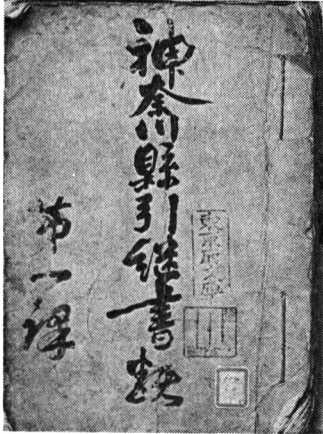
西多摩村においては、この抗議行動を起こす前から強硬、妥協の二派が存在した。後者は法律が成立した以上村役場を閉鎖し、行政を停止することは人民にとって何等の益がないと主張し、前者の意見と対立していた『宇喜草道花』。こうした対立は他でもさして変わりはなかったであろう。現実主義が支配的となるのは時間の問題であった。

他方、強硬派の不満解消は、星亨ら自由党の指導によってなされた。三郡移管に対する反発の力を組織拡大へと結びつけていったのである。こうした方向づけは、富田府知事暴行事件のような「平和手段」をこえた激しい抗議行動に対して『自由新聞』及び自由党の『党報』は一切黙殺し、もっぱら党組織の拡大宣伝に力をそそいでいるところによく現れていた、党組織の拡大と硬派の不満解消との最初の機会となったのは三多摩郡の府會議員選挙であり、とくに北多摩郡におけるそれであった。

#### 府會議員選挙と高座郡県會議員選挙

四月一日、東京府は三郡移管にともなう府會議員選挙を告示（府告第三号）し、五月一日が投票日となす式を挙行した。党本部から幹事石塚重平、石坂昌孝、伊藤大八両代議士が臨席した。神奈川県時代には四名の定員をすべて占していた元正義派、国民協会の金城湯池に対する挑戦であった。自由党の神奈川県會議員も総動員されたために臨時県会が休会となった。自由党の動員した壮士は千五百名、迎えうった国民派の壮士は七、八百名といわれている。自由党は、選挙干渉以来の国民派に対する反感と、今回の三郡移管に対する激しい敵意を徹底的に利用した。選挙の結果、自由党は定員五名のうち四名を当選させ圧勝し、国民派は吉野泰三ただ一人しか当選させることができなかった。

こうした府會議員選挙の勝利を土台として、県會議員や郡民感情に決定的な転機となったのが五月八日の高座郡における県會議員選挙取消の裁定であった。この取消に怒った県會議長鈴木本稻之輔、常置委員黒部与八、岡部芳太郎、難波惣平、露木要之助、森市左衛門等は、六月二日中野県知事と面会し、選挙取消裁定に抗議し、且つこの件に関し法制局の裁定を仰ぐ旨を申し入れた。中野県知事は、事の起こりが赴任前であったが、種々調査の結果、取消は正しい処置であり、万一常置委員補欠選挙のため開く臨時郡部会において、府県会規則第四条に反して議案外の議事に涉った場合、やむを得ず同規則第三三条に基づき中止解散を命ずることになる旨を答弁した。こうして知事との談合は決裂し、彼等自由党系の県會議員は協議会を開いた。



神奈川県引継書 東京都公文書館蔵

解散もやむなしとする意見が多数であった。まかりまちがえば再び県当局とことを構えることになりかねなかった。この時、県当局と自由党系県会議員との間に割って入ったのが自由党領袖星亨であった。星は、六日知事と会見し、知事もしくは郡長が選挙区民に対し一片の訓示を出すという妥協策を約束させ、その日の内に県会議長鈴木本稻之輔に会い、知事との内談の模様を伝え、昨暮に解散になったばかりなのに再び解散となるのは県治上好ましくない、十一月の通常県会で建議すればよいと説得し、同意させた。この選挙取り消しを請求したのも、三多摩郡移管に賛成したのも高座郡の改進黨であった。星はこの条件を充分に利用し、選挙干渉事件以来、神奈川の自由党がとって来た県当局に対抗する姿勢を反改進黨へと転化させた。富田知事に対し、「愚民ノ暴行」を弁護した西多摩村の島田研一郎も高座郡やりなおし選挙に動員された壮士の一人であった。その奪闘ぶりは『宇喜草洒花』で得意になって語っている。七月二十日の高座郡県会議員選挙は自由党の全員当選で終わった。それとともにこの選挙以降三多摩移管反対の動きは三多摩郡に於いて急速に消えていった。ただ神奈川県会が財政上の理由から三多摩郡復旧の建議を出したにとどまった。

神奈川県・東京  
府の境域確定

三多摩郡の東京府への移管によって、神奈川県と東京府の境域はほぼ定まったのだが、多摩川を挟んで南北に散在した双方の飛地は残されたままであった。第二十八回議會会（一九一一年十一月二十九日）に至って漸く飛地の組み替えを内容とする法律案（法律第五号）が成立し一九一二年（明治四十五年）年四月一日をもって施行となった。東京府の町村で多摩川の南岸に飛地をもっていたのは、北多摩郡の調布町、狛江村、荏原郡の玉川村、調布村、矢口村、六郷村、羽田町、狛師町の各町村であった。また、

神奈川県の町村で多摩川の北側に飛地をもっていたのは橘樹郡の稲田村、高津村、中原村、御幸村の各村であった。東京府より神奈川県に編入となった戸数は八十五戸、人口は五百七十四人で、神奈川県から東京府に編入となった戸数は七戸、人口は五十五人であった。この飛地の組え替みによって神奈川県と東京府との境域は完全に確定したのである。